

豊川市告示第17号

豊川市公契約条例（平成30年豊川市条例第22号）第6条第1項の規定に基づき、労働報酬下限額を次のとおり定めた。

令和7年2月5日

豊川市長 竹本 幸夫

1 労働報酬下限額を定めた公契約の種類

豊川市公契約条例施行規則（平成30年豊川市規則第32号）第2条第3号に規定する業務委託契約及び同条第4号に規定する指定管理者との協定

2 労働報酬下限額

1時間当たり1,094円

3 適用する公契約

令和7年4月1日以後に業務を開始する公契約